

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例

制 定 平成 19 年 3 月 23 日条例第 14 号

最近改正 平成 30 年 2 月 23 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣された職員の育児休業等)

第 2 条 市町村、北海道その他の団体（以下「市町村等」という。）から派遣された職員の育児休業等は、当該職員を派遣した市町村等における育児休業等に関する規定の例による。この場合において、広域連合長は、必要に応じ、申請の方法その他の育児休業等に係る事務の取扱いに関し、別に定めることができるものとする。

(北海道職員等の育児休業等に関する条例の準用)

第 3 条 職員（前条に規定する職員は除く。）の育児休業等は、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年北海道条例第 3 号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 30. 2. 23 条例 2）

この条例は、公布の日から施行する。